

運営上の注意

シニア食堂は、「福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を行う」場であるため、食品衛生法の営業許可や営業届出を必要としませんが、食中毒等の食品衛生上の危害を防ぐために、以下のことに十分注意をしていただくことが重要です。また、食中毒や事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図り、発生時には速やかに区に報告することが義務付けられています。

1 衛生管理

- (1) 事業の開始前のみならず保健所からの指導・助言に従う。
- (2) 担当者は食品衛生に関する基本的な知識の習得に努める。
- (3) 食堂開始時に、衛生管理上のチェックリストをもとに決められたルールを守り、参加者に周知する。
- (4) 調理施設等を使用し調理を行う場合には、調理施設の利用要件、ルールを遵守し、食品衛生管理に十分注意して行う。
- (5) 食材や調味料の保管は、温度管理や衛生面に十分注意し、適切な管理を行うほか、使用する食器、調理する人の衛生管理を徹底し、実施する。

2 アレルギーへの対応

食物アレルギーは多種多様で人によって症状も異なり、重篤な症状に陥る場合もあります。食堂を開催する際には、参加者の食物アレルギーの有無を必ず確認し、書類にサインをもらい保管しておいてください。

3 保険加入

食堂実施団体等は事故発生時の対応のために、必ず行事保険に加入していただきます。また、食堂の参加者にも行事保険に加入することを予め説明します。

4 個人情報の取扱い

食堂開催時には、参加者の氏名・住所・電話番号、年齢等を名簿で管理し、何らかの事故等が起こった場合には、参加者へ連絡がとれるよう備えておきます。個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わるスタッフ等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフ等に周知徹底を図るなどの対策を講じてください。

Q&A

- | | |
|---|--|
| <p>Q 「月に1回以上の定期的な開催」とあるが、例外的に実施しない月があってもよいか。</p> | <p>A 合理的な理由があると区が認める場合は、実施しない月があっても差し支えありません。</p> |
| <p>Q 食堂事業の実施場所は、港区外でもよいか。</p> | <p>A 食堂の実施場所は港区内に限ります。</p> |
| <p>Q 参加者は港区以外の住民が参加してもよいか。</p> | <p>A 補助金の対象となるのは港区民の方です。他区の参加者が全額を負担する場合は参加可能ですが、その場合は、参加人数には含みません。</p> |
| <p>Q 持ち帰りの食堂事業の実施は可能か。</p> | <p>A この事業は会食による高齢者等の交流を目的にしているため、持ち帰りによる食堂の実施はできません。</p> |
| <p>Q レストランなどの飲食店で食堂を実施してもよいか。</p> | <p>A 定休日等で場所のみを提供してもらい実施することは可能ですが、営業をしている飲食店での食事は事業の対象ではありません。</p> |

相談・問合せ(窓口)

生活支援コーディネーター (港区社会福祉協議会)
 〒106-0032 港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階
TEL. 03-6230-0281 FAX. 03-6230-0285
 E-mail : chiiki@minato-cosw.net

担当課

港区 高齢者支援課 在宅支援係
 〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号
TEL. 03-3578-2400 FAX. 03-3578-2419
 E-mail : minato22@city.minato.tokyo.jp

港区 シニア食堂推進事業



「港区シニア食堂」とは、地域の高齢者（主に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、

「日中ひとりになる高齢者等）が飲食をしながら様々な交流をすることにより、

高齢者の孤立防止などに向けた

交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進等の実現を行う場です。



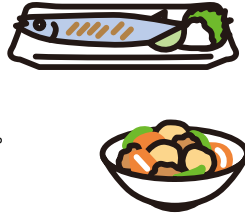
詳細は、区HPをご確認ください。
 (港区シニア食堂について)

「港区シニア食堂」として実施するための要件

1 運営する団体等の要件

シニア食堂の運営主体は、高齢者の地域における自立した日常生活の支援等のために、高齢者の孤立防止などに向けた交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進等の実現を目的として、区内で活動する任意団体等です。

地域の高齢者同士で作る任意団体の他、地域の高齢者と関わり深いNPOや企業等も主体となることができ、以下の要件をすべて満たす必要があります。



- (1) 運営団体等の活動拠点が区内であること。
- (2) 地域福祉活動に理解があり、事業の目的に沿った運営ができること。
- (3) 地域の高齢者等からの相談や問い合わせに対し適切な対応ができること。
- (4) 港区社会福祉協議会や港区の福祉関係機関等との連携が図れること。
- (5) 営利目的や政治・宗教に関わる活動ではないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力、公序良俗に反する活動団体ではないこと。

2 実施内容の要件

シニア食堂の開催の要件は、以下のとおりです。

なお、シニア食堂の開催時に、併せて実施することが望ましい「高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催」や、「多世代交流機会の確保など、孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組」を行う場合の相談は、生活支援コーディネーター（社会福祉協議会）へご連絡ください。

- (1) 原則として、月に1回以上、定期的にシニア食堂を開催すること。
- (2) 65歳以上の高齢者が1回当たり10人以上参加できる規模で開催すること。
- (3) 参加者募集の際は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、日中ひとりになる高齢者等に積極的に周知し、参加者が固定化することなく広く地域に呼びかけること。
- (4) 参加申込人数が定員を超過した場合は、新規申込者や実施会場の近隣住民が優先的に参加できるよう配慮すること。
- (5) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (6) 事業の規模に応じて、必要なスタッフ体制を確保すること。
- (7) 参加者に対して食事（シニア食堂のスタッフ又は参加者が直接調理したもの、購入した弁当等）を提供すること。
- (8) 団体は、区が開催・関与する高齢者支援に関わる他の関係機関等との連絡会への参加に努めること。
- (9) シニア食堂のスタッフは、高齢者の見守りに係る意識の向上に努めること。
- (10) シニア食堂のスタッフは、シニア食堂の開催時には、参加者に対し、区の高齢者福祉サービスや地域包括支援センター等の高齢者支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。
- (11) 食事提供の対価として食事代を徴収する際は、実費の範囲内で低廉な額とすること。
- (12) 実施場所は、区内の参加者が立ち寄りやすい場所とし、各シニア食堂が定員として定めた人数が、安全に食事を取りながら交流可能なスペースであること。

※ 詳細は、「港区シニア食堂推進事業補助金交付要綱」をご確認ください。

「港区シニア食堂推進事業補助金」について

区は、東京都の「TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業」の補助制度を利用し、シニア食堂に対して費用の一部を補助します。なお、シニア食堂として運営するには、「港区シニア食堂推進事業補助金」の対象となる必要があります。

1 補助金の概要

1食堂当たり
65歳以上の高齢者
の人数(定員)が

事業区分	補助基準額	補助対象経費	補助率	
A 会食事業の開催	10人	10,000円×実施回数 ※年間240,000円を上限	65歳以上の高齢者に対する食事の提供に必要な経費（需用費、使用料及び賃借料、役員費等）から、利用者から徴収する参加費等の収入を差し引いた額	10/10
	11人～20人	20,000円×実施回数 ※年間480,000円を上限		
	21人～30人	30,000円×実施回数 ※年間720,000円を上限		
	31人～	40,000円×実施回数 ※年間960,000円を上限		

(参考)補助対象経費の例

需用費	会食事業等において利用する消耗品（調理器具、収納用品、食器類、日用品類、事務用品等）※の購入費、事業の案内・広報のためのパンフレット等の印刷費、光熱水費、食材費（弁当代、食材購入費）、車両の燃料費 ※ 冷蔵庫や電子レンジ等のリース・購入など、設備整備等に要する経費で5万円未満のものも対象となります。
使用料及び賃借料	会場、車両その他会食事業等の開催に必要な物品等の賃借料
役員費等	通信費、郵便代、保険料、食材の運搬に係る交通費（スタッフの出勤のための交通費は含まない。）

2 対象とならない経費

- (1) 人件費
- (2) 酒類代 ※ 飲酒を伴う会食事業は、シニア食堂の対象とはなりません。
- (3) 実施団体の運営に関わる経費
- (4) 最終的に個人の所有に帰すると想定される設備や物品の購入費
- (5) 補助事業の実施と明確に区別できない光熱水費等
- (6) 64歳以下の参加者及びスタッフに対する食事の提供に必要な経費
- (7) その他、補助事業と直接関係がない経費

3 補助金の申請や清算の手続き

補助金の交付を希望する団体等は、決められた期日までに補助金の申請や清算手続き（単年度清算）を行う必要があります。実施にあたってのご相談や申請書類の確認等は、生活支援コーディネーター（社会福祉協議会）へご連絡ください。

相談から「港区シニア食堂」の開設、「港区シニア食堂推進事業補助金」の申請等の流れ

